行政サービス実施コスト計算書

（平成26年４月１日～平成27年３月31日）

（単位：円）

項　　目	金　　額		
Ⅰ　業務費用			
(1)　損益計算書上の費用			
研究業務費	80,813,162,393		
一般管理費	9,642,471,973		
臨時損失	613,051,300	91,068,685,666	
(2)　（控除）自己収入等			
物品受贈収益	△　1,412,039,411		
知的所有権収益	△　291,672,870		
研究収益	△　6,298,725,063		
受託収益	△　12,341,190,055		
寄附金収益	△　18,577,143		
雑益	△　321,312,205		
臨時利益	△　89,414,921	△　20,772,931,668	
業務費用合計			70,295,753,998
Ⅱ　損益外減価償却相当額			11,927,227,568
Ⅲ　損益外減損損失相当額			648,416,054
Ⅳ　損益外除売却差額相当額			326,046,715
Ⅴ　引当外賞与見積額			△　11,102,712
Ⅵ　引当外退職給付増加見積額			△　90,945,235
Ⅶ　機会費用			
国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	219,652,877		
政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用	1,146,179,831		1,365,832,708
Ⅷ　（控除）法人税等及び国庫納付額			―
Ⅸ　行政サービス実施コスト			84,461,229,096

注　記　事　項

Ⅰ．重要な会計方針

１．運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準を採用しております。

研究における達成度や進捗度について客観的な基準を設けることが困難であるため、業務達成基準及び期間進行基準を採用することが難しく、費用進行基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

(1)　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　10～50年

構築物　　10～50年

機械及び装置　20～30年

車両運搬具　　２～６年

工具器具備品　２～15年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

(2)　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、産業財産権については、８年で償却しております。

３．引当金の計上基準

(1)　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)　賞与引当金

自己収入により賞与の支払財源を措置する場合には、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

運営費交付金により賞与の財源措置がなされる場合には、引当金を計上しておりません。

また、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の引当外賞与見積額を控除して計算しております。

(3)　退職給付引当金

自己収入により退職給付を措置する場合には、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、過去勤務債務及び数理計算上の差異は、発生年度において全額費用処理することとしております。

運営費交付金により退職給付の財源措置がなされる場合には、引当金を計上しておりません。

また、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、当事業年度末に在職する役職員について、当事業年度末の退職給付見積額から前事業年度末の退職給付見積額を控除し、退職者に係る前事業年度末の退職給付見積額相当額を控除して計算しております。なお、退職給付見積額のうち役員分については、当事業年度末における退職手当要支給額に基づき算定しております。

４．たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品については、個別法に基づく低価法により評価しております。

５．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

６．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

(1)　国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法

近隣の地代や賃貸料を参考に計算しております。

(2)　政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成27年３月末利回りを参考に0.395％で計算しております。

７．リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

８．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税は発生年度の期間費用としております。ただし、個々の資産に対応すべき金額が合理的に算定可能なものについては、取得原価に算入しております。